

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 慰安旅行の不参加者に金銭を支給する場合

**Q** : 当社は、先日慰安旅行に行きました。一部の不参加者に金銭を支給しようかと検討していますがこの場合の取扱いはどうなりますか？

**A** : 業務上の不参加か自己都合の不参加かによって次のように取り扱われます。

### 【解説】

会社が、役員又は使用人のレクリエーションのため、社会通念上一般的に行われていると認められる旅行、会食、演芸会又は運動会などの費用を負担した場合は、これらの行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、給与として課税しなくてよいこととされています。

ただし、役員や特定の社員だけを対象としてこれらの行事の費用を負担するという場合は、それらの者に対する給与として課税されることとなっています。

また、不参加者に対して金銭を支給する場合には、不参加の理由によって次のように取り扱われることとなっています。

#### ① 会社都合の場合

不参加が会社の業務などによるものである場合には、その不参加者に支給する金銭は給与として課税の対象とされます。

#### ② 自己都合の場合

自己都合で参加しなかった者に金銭を支給する場合は、不参加者だけでなく、参加者全員について、不参加者に支給した金銭相当額が給与として課税されることとなります。

